

令和2年度第11回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和3年2月4日(木) 午前9時30分から  
岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案第81号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について  
議案第82号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

報告

報告第47号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について  
報告第48号 現況証明願について  
報告第49号 農地の改良のための届出の受理について  
報告第50号 農地の転用のための届出の受理について  
報告第51号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について  
報告第52号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二、6番 神谷 六雄、  
7番 酒井 誠一、11番 保田 眞吉、14番 内藤 六市、16番 羽根田 正志、  
17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

4 欠席委員

(農業委員)

2番 河内 小枝子、5番 柴田 若江、8番 鈴木 要、9番 近藤 健次、  
10番 成田 恭淑、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一、15番 二村 誓也、  
19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司、  
24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、  
28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、  
32番 加藤 春雄、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、  
36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ、  
主任主査 遠藤 研吾、主事 加藤 節、主事 粟生 大樹

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は2

番の河内 小枝子委員始め 28 名、出席は農業委員 10 名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは 6 番の神谷 六雄委員と 7 番の酒井 誠一委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第 81 号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 7 件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

木俣 委員：37 番、38 番、39 番は実質同一の案件のため、まとめて説明させていただきます。調査日令和 3 年 2 月 1 日。申請当事者の氏名は別紙記載のとおりです。今回の議案は、相続により 3 人の兄弟で分けた農地を譲受人へ所有権移転したいというものです。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地、貸し農地が無いことを確認しています。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作すると認められます。また、申請地は取得後田として稲を栽培するとのことですが、現地の状況から見て問題ありません。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：40 番 調査日令和 3 年 1 月 25 日。申請当事者の氏名は別紙記載のとおりです。譲渡人は以前から体調を崩されており、現在は一人住まいの方です。今は病院に行くにも付き添いが必要な状態で、とても農業ができる状態でないことから売りに出されたという案件になります。親戚である譲受人が不耕作にならないようにと譲渡人の農地の管理をしてきたということです。譲受人は水稻、野菜、果樹等を栽培される農家で、息子様も農業をやられている専業農家になります。今回の申請地は譲受人自身が所有し、耕作する農地の隣地であることから取得したいというものになります。申請地は取得後畑として管理するとのことですが、現地の状況から見て問題ありません。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：41 番 調査日令和 3 年 1 月 31 日。申請当事者の氏名は別紙記載のとおりです。今回の議案は、譲渡人は相続で農地を得られましたが、高齢で農業機械もないということで、耕作できないため、売りに出されたとのこと。譲受人は 7 人の家族で農業をやっておられる兼業農家です。農業はしっかりとやっています。30 a 以上耕作をしていますので、下限面積も問題ありません。今回は娘さんの名義で農地を購入されるということですが、この申請書の記載事項の真否も真

です。当事者において合意はできております。また、譲受人が申請地を耕作することが確実と認められます。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

近藤(靖) 委員：42番 調査日令和3年1月26日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。現状は田であります。水も入らなく荒れ地になっており、今後も耕作できないということから、申請地の隣地の所有者である譲受人と話がまとまり申請されたものです。申請書記載事項の真否は真であります。当事者間において合意できています。受人が耕作することが確実と認められます。受人は取得後、下限面積以上耕作していると認められます。申請理由は、受人・渡人とも適当です。地域農業との関係は、調和が図られ支障ありません。効率的に耕作ができる状況であると認められます。取得後も全ての農地を耕作すると認められます。よって、調査員総合意見として許可と考えます。

片岡 委員：調査員の三浦委員が本日欠席されているため、片岡が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和3年1月23日となっております。この申請は、譲渡人が申請地を相続したが遠方で耕作を行うことが難しいことため、現在申請地の耕作をしている弟夫婦へ所有権を移転したいものとなります。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地がないことを確認しております。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作することが認められるとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(異議なし)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。次に議案第82号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って7件説明を行った。)

木俣 委員：101番 調査日令和3年2月1日。今回の議案は現在借家に暮らしている譲受人が、子供が成長し手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいということで申請されたものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請地の状況は不耕作地ですが、転用による地域農業への影響、被害防除措置等は問題ないことは周辺の耕作者に聞き取りして確認しています。その他

問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

神谷 委員：102番 調査日令和3年1月25日。申請地の状況は畑で、写真のとおり道路等の周囲から2メートルあまり低くなった箇所が申請地になります。河川の堤防のかさ上げの結果、申請地のような低い農地になったとのこと。今回市内の業者から嵩上げの話があり、嵩上げがされれば進入も容易になるということで嵩上げをし、果樹を栽培する計画となっています。また、業者は農地整備、休耕地、耕作放棄地の再開発を手掛ける業者で聞き取りでは耕作に適した土を入れることを確認しています。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

保田 委員：103番 調査日令和3年2月1日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。この議案は、製造業を営んでいる譲受人が、敷地内への研究開発施設新築に伴い従業員用駐車場が不足するため、申請地に駐車場を設置したいという申請になります。周辺の農家への聞き取りにより転用による地域農業等への影響はないことを確認しております。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

保田 委員：104番、105番につきましては調査員の中野委員が本日欠席されているため保田が代わりに調査内容を発表させていただきます。104番 調査年月日は令和3年1月26日となっております。この申請は、運送業を営んでいる譲受人が業務拡大に伴いトラックの増車が必要になったため、既設の駐車場に隣接する土地に新たに駐車場を設置するものです。申請地の状況は田となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのこと。また、その他問題となる点はないとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっております。

105番 調査日令和3年1月26日。この申請は、家具製造業を営んでいる譲受人が業務拡大に伴い原材料の保管場所が不足しているため、製品の製造を委託している取引先の近くの土地に新たに資材置場を設置するものです。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのこと。また、その他問題となる点はないとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

片岡 委員：106番、107番につきましては調査員の三浦委員が本日欠席されているため、片岡が代わりに調査内容を発表させていただきます。106番 調査年月日は令和3年1月26日となっております。この申請は、金属加工業を営んでいる譲受人が業務拡大に伴い工場用地が必要となったため、既設工場に隣接する土地に新たに工場を設置するものです。申請地の状況は田となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題

ないことは聞き取りにより確認をしているとのこと。また、その他問題となる点はないとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっております。

107番 調査日令和3年1月23日。この申請は、現在借家で暮らしている譲受人が子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に分家住宅を建築するものです。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのこと。また、その他問題となる点はないとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井(功) 委員：103番の申請について、大変優良な農地を転用されるということですが、この申請がなされた経緯のなかで大きな問題等はなかったですか。

保田 委員：今回の申請の中で一部利用権設定の関係において借り人、貸し人の間でトラブルはあったようですが、今は解決されたと聞いています。

会長：他に御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号103番、106番については転用面積が3,000㎡を超える案件のため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聴き、許可するものとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	7件
現況証明願について	1件
農地の改良のための届出の受理について	1件
農地の転用のための届出の受理について	7件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	30件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について	2件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

- 午前 10 時 10 分終了 -

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（ 6 番 ）

岡崎市農業委員会委員（ 7 番 ）